

# 上下水道使用料等の統一について（お知らせ）

平成 23 年 4 月分から統一

飛騨市合併後、旧町村ごとに不均一となっていました上下水道使用料等について、平成 23 年 4 月分（3 月検針分）から、以下のとおり統一されますのでお知らせします。（一部の地区で段階的経過措置があります。）

## 水道使用料等について

統一前の水道使用料

単位：円（税抜き）

地区	事業	用途・口径別	基本料金 (円)	水量 (m <sup>3</sup> )																	備考
				0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	120	200	250	300			
古川町	上水道	一般用	1,000	基本水量	従量料金 (1m <sup>3</sup> 当たり)																
		公衆浴場用	10,000	基本水量										従量料金 (1m <sup>3</sup> 当たり)							
	簡易水道	一般用	1,000	基本水量	従量料金 (1m <sup>3</sup> 当たり)																
		営農用	1,000	基本水量	従量料金 (1m <sup>3</sup> 当たり)												古川数河・未高・五ヶ村・畦畑のみ				
河合町	簡易水道、小規模水道	一般用	1,000	基本水量	従量料金 (1m <sup>3</sup> 当たり)																
宮川町	簡易水道、飲料水供給施設、小規模水道	一般用量水器あり	13～16mm	1,000	基本水量	従量料金 (1m <sup>3</sup> 当たり)															
			20mm	1,500	基本水量	従量料金 (1m <sup>3</sup> 当たり)															
			25mm	2,000	基本水量		従量料金 (1m <sup>3</sup> 当たり)														
			30mm	2,500	基本水量		従量料金 (1m <sup>3</sup> 当たり)														
			40mm	4,000	基本水量				従量料金 (1m <sup>3</sup> 当たり)												
			50mm	5,000	基本水量						従量料金 (1m <sup>3</sup> 当たり)										
	丸山小規模水道	一般用量水器なし	13～20mm	1,500	基本水量												25mm以上は量水器ありに準ずる				
	神岡町	上水道、簡易水道、飲料水供給施設	一般用	13mm	680	従量料金 (1m <sup>3</sup> 当たり)															
20mm				2,030	60	100															
25mm				3,380																	
30mm				4,920																	
40mm				9,080																	
50mm				13,780																	
75mm				31,980																	
100mm		51,220																			
公衆浴場用		同上	同上	従量料金 (1m <sup>3</sup> 当たり)																	
			20										23								

統一水道使用料（平成 23 年 4 月分から）



地区	事業	用途・口径別	基本料金 (円)	水量 (m <sup>3</sup> )																	備考
				0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	120	200	250	300			
飛騨市	全事業	一般用	1,000	基本水量	従量料金 (1m <sup>3</sup> 当たり)																
		公衆浴場用	10,000	基本水量										従量料金 (1m <sup>3</sup> 当たり)		27					

口径に関わらず一律の料金体系に統一されます。

統一後の水道料金表（参考）

単位：円（税抜き）

メーター口径	水量 (m <sup>3</sup> )	飛騨市統一	現行古川町	現行河合町	現行宮川町	現行神岡町
13mm	10	1,000	1,000	1,000	1,000	1,280
	20	2,300	2,300	1,000	1,500	1,880
	25	3,100	3,100	1,150	1,750	2,380
	30	3,900	3,900	1,300	2,000	2,880
	40	5,500	5,500	1,600	2,500	3,880
	50	7,100	7,100	1,900	3,000	4,880
20mm	10	1,000	1,000	1,000	1,500	2,630
	20	2,300	2,300	1,000	1,500	3,230
	25	3,100	3,100	1,150	1,750	3,730
	30	3,900	3,900	1,300	2,000	4,230
	40	5,500	5,500	1,600	2,500	5,230
	50	7,100	7,100	1,900	3,000	6,230

月 25m<sup>3</sup> 使用の場合の計算例・・・基本料金 1,000 円 + 従量料金 (10m<sup>3</sup> × 130 円 + 5m<sup>3</sup> × 160 円) + 消費税

経過措置

河合町及び宮川町の使用料については、急激な使用料の増加を緩和するため、最大 5 回に分けて、段階的に水道料金を引き上げさせていただきます。

段階的水道料金改定表

(単位：円/月, 税抜き)

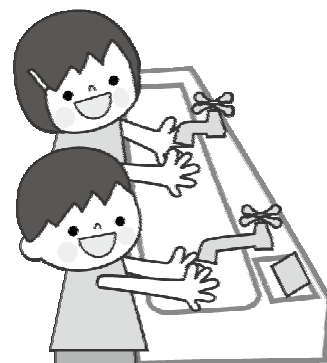
年度	古川町			神岡町			河合町			宮川町			備考
	基本	従量		基本	従量		基本	従量		基本	従量		
		11~	21~		11~	21~		11~	21~		11~	21~	
H22現行	1,000	130	160	2,030	60	100	1,000	0	30	1,500	0	50	
H23	1,000	130	160	1,000	130	160		20	50	1,000	70	80	
H24	1,000	130	160					40	70		"	"	
H25	1,000	130	160					60	100		100	120	
H26	1,000	130	160					90	130		"	"	
H27	1,000	130	160	1,000	130	160	1,000	130	160	1,000	130	160	

現行料金は、河合町と宮川町で件数の多い 20mm で記載

段階毎の水道料金表（参考）

改定時期	水道料金(円/月)(税抜き)			
	古川町	神岡町	河合町	宮川町
H22現行	3,100	3,730	1,150	1,750
H23	3,100	3,100	1,450	2,100
H24	3,100	3,100	1,750	2,100
H25	3,100	3,100	2,100	2,600
H26	3,100	3,100	2,550	2,600
H27	3,100	3,100	3,100	3,100

( 20mm 使用水量25m<sup>3</sup>/月の場合)



水道事業の分担金及び加入金

未普及地区の新規事業や拡張事業以外の改良及び更新事業については、平成 23 年度施行分より分担金を徴収しないこととします。なお、新規事業や拡張事業の分担金については、現行の古川町の例により統一します。

加入金については、使用料金体系が口径別水道料金を採用していないため、口径の差異による負担の公平性を維持するため、古川上水道の例により、平成 23 年度以降の新規加入分から口径別の加入金で統一します。

また、口径を増径する場合は、その差額を徴収するものとします。(減径の場合の還付はありません。)

統一後の分担金及び加入金

事業	分 担 金		新規加入金 (税込み)
	新設・拡張	改良・更新	
上水道	なし	なし	13mm 52,500円 20mm 123,900円 25mm 194,250円 30mm 279,300円 40mm 496,650円 50mm 777,000円 65mm 1,312,500円 75mm 1,743,000円 増径は差額を徴収
簡易水道	総事業費の75%から、国 県補助金を除いた額 (限度額50万円/戸)		同上

・ 下水道使用料等について

統一前の下水道使用料

単位：円（税抜き）

地区	用途等	水量 (m <sup>3</sup> )								備考	
		0	10	20	30	40	50	60	100		200
古川町	一般	基本料金 2,000	従量料金 (1m <sup>3</sup> 当たり)								計測器使用料 200円/月
	公衆浴場	2,000	110	150	200	300					
河合町	一般	基本料金 3,000	従量料金 (1m <sup>3</sup> 当たり)								個別排水の電気 料は個人負担
	個別排水	3,000	100								
宮川町	一般	基本料金 3,300	従量料金 (1m <sup>3</sup> 当たり)								
神岡町	一般	基本料金 2,100	従量料金 (1m <sup>3</sup> 当たり)								計測器使用料 200円/月
	個別排水	2,000	130	150	180	220	270				
			105								個別排水の電気 料は個人負担

統一下水道使用料 (平成 23 年 4 月分から) ↓

地区	用途等	水量 (m <sup>3</sup> )								備考	
		0	10	20	30	40	50	60	100		200
飛騨市	一般	基本料金 2,000	従量料金 (1m <sup>3</sup> 当たり)								計測器使用料 200円/月
	公衆浴場	2,000	110	150	200	270					
			10								

統一後の下水道料金表 (参考)

単位：円 (税抜き)

水量 (m <sup>3</sup> )	飛騨市統一	現行古川町	現行河合町	現行宮川町	現行神岡町	現行神岡町 (個別排水)
10	2,000	2,000	3,000	3,300	2,100	2,000
20	3,100	3,100	3,000	3,300	3,400	3,050
30	4,200	4,200	4,000	4,300	4,700	4,100
40	5,700	5,700	5,000	5,300	6,200	5,150
50	7,200	7,200	6,000	6,300	7,700	6,200
60	9,200	9,200	7,000	7,300	9,200	7,250
100	17,200	17,200	11,000	11,300	16,400	11,450
200	37,200	37,200	21,000	21,300	38,400	21,950
300	64,200	67,200	31,000	31,300	65,400	32,450
400	91,200	97,200	41,000	41,300	92,400	42,950
500	118,200	127,200	51,000	51,300	119,400	53,450

月 40m<sup>3</sup> 使用の場合の計算例・・・基本料金 2,000 円 + 従量料金 (20m<sup>3</sup> × 110 円 + 10m<sup>3</sup> × 150 円) + 消費税  
個別排水は、電気料金相当額として上記統一使用料から 20 円 / m<sup>3</sup> (税抜き) を減額します。

## 経過措置

河合町、宮川町及び神岡町（個別排水）の51m<sup>3</sup>/月以上の大口使用者については、下水道使用料が急増するため、下表のとおり3年間の経過措置を設け段階的に統一します。

大口使用者に対する段階措置		1 m <sup>3</sup> 当たり（税別）	
段階	51～200m <sup>3</sup>	201m <sup>3</sup> 以上	
1年目（H23）	150円	150円	
2年目（H24）	180円	200円	
3年目（H25）	200円	270円	



## 下水道に関するその他の統一事項

### 量水器使用料

井戸水及び湧水等を計測するための量水器使用料は、平成23年4月1日から200円/個・月（税別）で統一します。

### 分担金及び加入金

下水道事業については、各地とも供用開始後から間もない新しい事業であり、未だ整備途中の地区もあるため、当分の間、現行のものを引き継ぐこととします。

また、加入金についても、古川の公共下水道以外は、各地区の分担金の額とします。

### 合併処理浄化槽事業等の統一

現在、下水道事業（集合処理）の区域になっていない地域は、合併処理浄化槽によって汚水を処理していただくことになっていますが、個別排水処理施設事業（市町村型）と合併処理浄化槽設置補助事業（個人型）に、地区ごとに分かれており、同じ設備でありながら個人の負担に差があるという状況になっています。

よって、今回の料金統一に併せて、合併処理浄化槽事業等について以下のとおり制度内容を段階的に統一し、平成28年度から合併処理浄化槽設置補助事業（個人型）に全市内を統一します。

合併処理浄化槽事業等の段階的統一フロー図

事業	地区	平成23年度（現行）	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
個別排水処理施設事業（市町村型）	神岡町	分担金（1基当たり） 400,000円	→	分担金（1基当たり） 400,000円			合併処理浄化槽設置補助事業（個人型） 補助金額 （1基当たり限度額） 5人槽 352,000円 7人槽 441,000円
	河合町	分担金（1基当たり） 200,000円	→				
合併処理浄化槽設置補助事業（個人型）	古川町	補助金額 （1基当たり限度額） 5人槽 352,000円 7人槽 441,000円	→	補助金額 （1基当たり限度額） 5人槽 352,000円 7人槽 441,000円			
	宮川町	補助金額 （1基当たり限度額） 5人槽 700,000円 7人槽 900,000円	→				

事業所加算及び8人槽以上の取扱も同様に統一します。

### 特例措置の廃止

現在、宮川町限定で取り扱われています、宅内排水設備工事費の一部に、市から補助金を交付するための「飛騨市排水接続工事補助金交付要綱」は、平成25年3月31日で廃止します。

ご理解とご協力をお願いいたします。



【お問い合わせ】

飛騨市役所 環境水道部 水道課

0577-73-7484（ダイヤルイン）